（略）	（略）	（略）
第九条第三項第二号ロ	第三十四条第五項第四号	第三十五条第五項第四号
（略）	（略）	（略）
第十条第一項（見出しを含む。）	（略）	（略）
	加入者見込総数	（略）
第十条第二項	（略）	（略）
	加入者見込数	（略）

（法定給付費見込額）

第十八条　法第三十八条第一項第一号ロ⑵及び第二号ロ⑵に規定する保険者の給付に要する費用等の見込額（以下「法定給付費見込額」という。）は、次に掲げる額の合計額とする。

一・二　（略）

（削る）

２・３　（略）

（被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額）

第十八条の二　算定政令第一条の三第一号に規定する当該年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額は、当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とする。ただし、同年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とし、当該年度の前年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額とする。

（削る）

（略）	（略）	（略）
第九条第三項第二号ロ	第三十四条第四項第四号	第三十五条第四項第四号
（略）	（略）	（略）
第十条第一項（見出しを含む。）	（略）	（略）
	第十九条第一項に規定する加入者見込総数	（略）
第十条第二項	（略）	（略）
	第十九条第二項に規定する加入者見込数	（略）

（法定給付費見込額）

第十八条　法第三十八条第一項第一号ロ⑵及び第二号ロ⑵に規定する保険者の給付に要する費用等の見込額（以下「法定給付費見込額」という。）は、次に掲げる額の合計額とする。

一・二　（略）

三　イに掲げる額にロに掲げる率を乗じて得た額

イ　当該年度の前々年度における国民健康保険法附則第十三条第一項に規定する確定療養給付費等拠出金の額

ロ　新設保険者等以外の全ての保険者に係る国民健康保険法附則第十条第一項に規定する療養給付費等拠出金の見込額の総額をそれらの保険者に係るイに掲げる額の合計額で除して得た率を基準として年度ごとにあらかじめ厚生労働大臣が定める率

２・３　（略）

（被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額）

第十八条の二　前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令（平成十九年政令第三百二十五号。以下「算定政令」という。）第一条の二第一号に規定する当該年度における当該被用者保険等保険者の被保険者一人当たり標準報酬総額の見込額は、当該年度の前々年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額（法第百二十条第二項に規定する標準報酬総額をいう。以下同じ。）を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とする。ただし、同年度の四月二日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数で除して得た額とし、当該年度の前年度の四月一日から同年度の三月三十一日までの間に新たに設立された被用者保険等保険者又は合併若しくは分割により成立した被用者保険等保険者については、同年度における当該被用者保険等保険者の標準報酬総額に相当する額を同年度における当該被用者保険等保険者の被保険者の数に相当する数で除して得た額とする。

（加入者見込総数等の算定方法）

第十九条　法第三十八条第三項及び第百二十条第一項各号に規定する当該年度における全ての保険者に係る加入者の見込総数（以下「加入者見込総数」という。）は、全ての保険者に係る次項の規定により算定する数の総数と第三項の規定により算定する数の総数との合計数とする。